

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合規則第2号

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合公示令達規則の一部を改正する規則

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合公示令達規則（平成26年規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「暦年」を「暦年（年の中途において元号が改められた年にあつては、元号が改められた日以前の期間及び同日以後の期間）」に、「附する」を「付する」に改める。

別記6中「名あて先」を「名宛先」に、「何年何月何日付」を「何年何月何日付け」に、「あつた」を「あつた」に改める。

別記7中「名あて先」を「名宛先」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の大阪市・八尾市・松原市環境施設組合公示令達規則の規定は、平成31年4月30日から適用する。